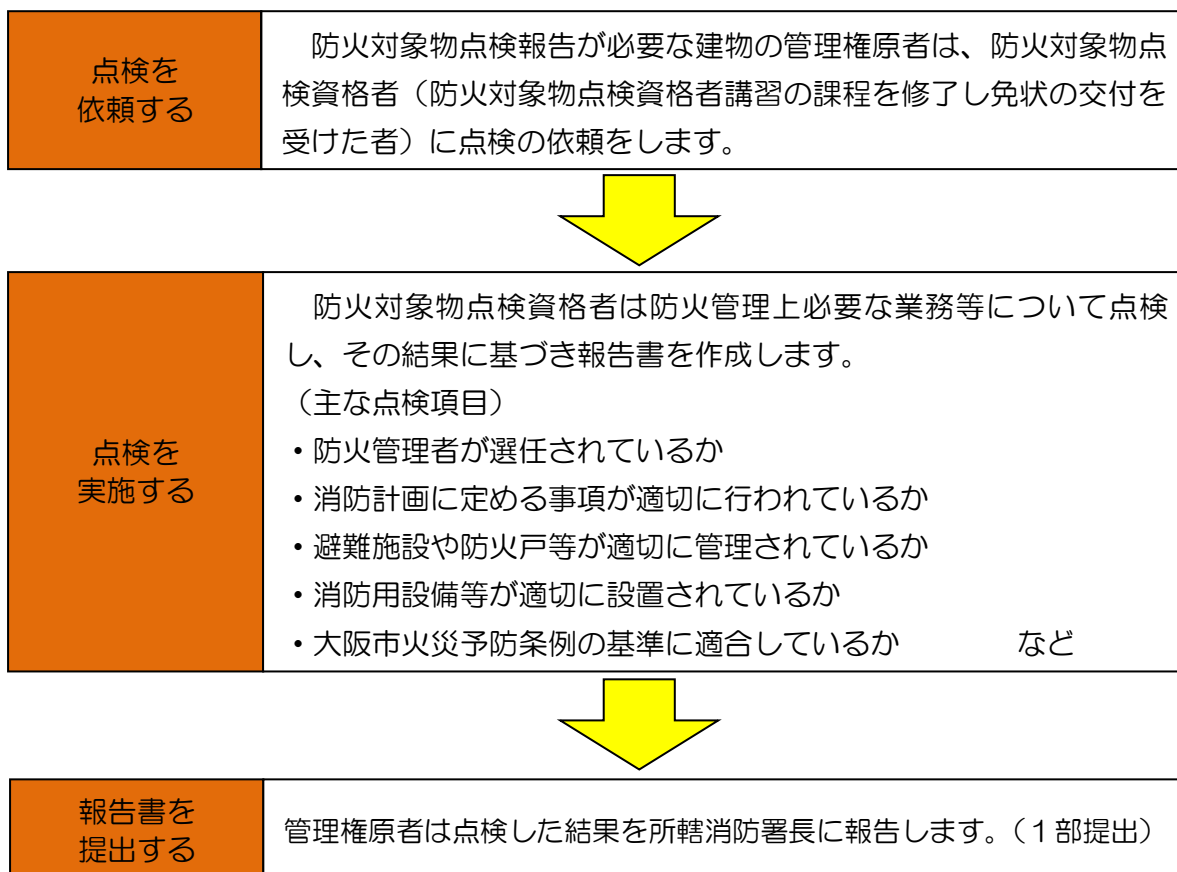


## 防火対象物点検報告とは??

平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、消防法が大幅に改正され、一定の防火対象物の管理について権原を有する者には、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を所轄消防署長に報告することが義務付けられました。

### 【防火対象物点検報告の流れ】



#### <郵送による点検結果の報告を行う場合>

- ・郵送による防火対象物点検結果報告書も、1部のみ送付で受理します。なお、報告書を受理した旨等の連絡用として、切手を貼り返信先を記入した封筒を同封してください。
  - ・封筒の宛先は、点検を実施した建物を管轄する「〇〇消防署予防係」としてください。また、封筒の表には、「防火対象物点検結果報告書在中」と明記してください。
- ※窓口受付の点検結果報告書も1部のみで受理します。  
※審査結果をお知らせします。

## 【表示制度】

防火対象物点検の結果、点検基準に適合していると認められた建物は、「防火基準点検済証」を表示することができます。（管理権原が分かれている建物にあっては、全ての部分において点検基準に適合していると認められた場合のみ表示することができます。）

この表示により、利用者に対して、建物が消防法令に適合しているという情報を提供することができます。

※防災管理点検も必要となる建物の場合は、防火対象物点検・防災管理点検の両方の点検において点検基準に適合していると認められた場合しか表示をすることはできません。両方の点検において点検基準に適合していると認められた場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができます。



詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。